

関係請負業者提出書類 (作成の要点、関係法令及び記入例)

※関係請負業者提出書類の留意点

1. ファイルを作成するときは、「1. 関係請負業者提出書類（表紙）」を印刷し表紙に貼付して使用してください。
2. 様式用紙、記入例は必要に応じて若築ホームページ：表紙最下段（協力会社の皆様へ）又はインターネットからダウンロードして使用してください。
3. 様式の修正については、必要事項が記載できれば自由に修正していただき使用することは何ら問題ありません。
4. 提出書類の追加、変更及びファイル管理は安責者に行わせてください。
5. 施工体制台帳・再下請通知書は発注者様式又は若築ホームページ：表紙最下段（協力会社の皆様へ）等を使用し、別途提出してください。再下請通知書で安全衛生責任者の選任があれば「安全衛生責任者選任報告書」は省略可能です。

目次

1. 関係請負業者の提出書類（入力シート）、（表紙）	1
<関係請負業者提出書類（入力シート）>	1
<関係請負業者提出書類（表紙）>	2
2. 労務安全衛生確約書	3
<労務安全確約書> 様式1	3
関係請負業者の安全衛生遵守事項	4
関係請負業者の安全衛生遵守事項の参考資料	9
1. 作業主任者の選任	9
2. 作業指揮者指名	13
3. 安全衛生責任者選任	17
(1) 安全衛生責任者に選任についての留意点	17
(2) 関係法令	17
<安全衛生責任者報告書> 様式3	18
4. 新規入場者教育	19
(1) 新規入場者教育を行う場合の留意点	19
(2) 関係法令	19
<新規入場者教育実施記録簿> 様式4	20
<新規入場者面接簿> 様式5	21
5. 就労状況調査	22
(1) 就労状況調査についての留意点	22
<作業員名簿> 様式7	23
6. 年少者就業制限業務（建設業）	24
(1) 年少者就業に関する留意事項	24
(2) 関係法令	24
<年少者（18才未満）就労報告書> 様式9	27
7. 高齢者の就労について	28
(1) 高齢者の就労についての留意点	28
(2) 関係法令	28
<高齢者（65才以上）就労報告書> 様式10	29
8. 各現場持込・使用届	30
(1) 各現場・使用持ち込み届についての留意点	30
(2) 関係法令	30
<持込機械（移動式クレーン・車両系建設機械）等使用届> 様式17	32
<持込時の点検表> 様式17-1	32
<持込機械（電気工具・電気溶接機）等使用届> 様式18	34
<持込時の点検表> 様式18-1	34
<持込作業船等使用届> 様式19	35
<持込時の点検表> 様式19-1	35
<危険物・有害物持込使用届> 様式20	36
<通勤用・工事用車両届> 様式21	37
<火気使用願> 様式22	38

1. 関係請負業者の提出書類（入力シート）、（表紙）

<関係請負業者提出書類（入力シート）>

関係請負業者提出書類（入力シート）

□へ入力してください。

※①～⑥は元請に問い合わせてください

区分	名称	入力箇所	補足説明
工事情報	① 契約工事名(事業の名称)	○△□○△□○△□○△□工事	発注者と元請の契約工事名
	② 現場ID	12345678901234	建設キャリアアップシステム登録の現場のみID入力(14桁)
	③ 社内工事名 (当社の工事名)	20○△□○△□築造工事	例) 20○△□○△□築造工事 例) 20○△□○△□○△□○△□工事
元請	④ 元請名称	若 築 建 設 (株)	例) 若築・○△□・ ◎▽□JV 例) 若築○△□○△□○△□○△□JV
	⑤ 作業所	城北作業所	例) 城北作業所
	⑥ 統括安全衛生責任者	若築 太郎	例) 若築 太郎
関係請負業者	⑦ 日付(提出日)	令和3年5月28日	例) 令和3年5月28日 「西暦年/月/日」で入力。 「2021/5/28」と入力 ※日付を変更する場合は、直接様式の日付セルへ上書きしてください。
	⑧ 一次請負業者名	大阪建設(株)大阪営業所	一次請負業者の場合、提出する業者名と同じ会社名を入力
	⑨ 一次請負業者 事業者ID	22345678901234	建設キャリアアップシステムに登録している業者のみID入力(14桁)
	⑩ 関係請負業者の請負次数	一次	例) 一次、二次、三次、四次
	⑪ 関係請負業者名(会社名)	大阪建設(株)大阪営業所	例) 大阪建設(株)大阪営業所 様式内の「会社名」「所属会社名」「持込会社名」各欄へ転記される
	⑫ 関係請負業者 事業者ID	22345678901234	建設キャリアアップシステムに登録している業者のみID入力(14桁)
	⑬ 住所	大阪府大阪市中央区中央町1-1-1	例) 大阪府大阪市中央区中央町1-1-1
⑭ 代表者名	大阪 一郎	例) 大阪 一郎	
⑮ 安全衛生責任者	大阪 二郎	例) 大阪 二郎	

※⑧～⑨は一次請負業者に問い合わせてください

入力シートの①～⑮へ記入した内容が各書式に転記されます。

各書式内の記入箇所は次の凡例に区別しています。

日付など書式毎に変更したい場合は、直接シートの日付セルに上書きしてください。

凡例

文字、	: 関係請負業者 記入箇所
文字	: 入力シート記入による転記箇所
文字、	: 業者提出後 元請 記入箇所

<関係請負業者提出書類（表紙）>

1. 関係請負業者提出書類（表紙）

このファイルは、次のように管理してください。

- 1 安全衛生責任者が内容の変更、追加等常に維持・管理すること。
- 2 元請職員が適時その内容を確認できるように保管場所等を決めておくこと。
- 3 原則として関係請負業者ごとに作成すること。
但し、必要に応じて、2次以下の業者を1冊のファイルにまとめて管理しても良い。
- 4 内容の変更・追加時及び安全パトロール等で内容の確認を受けた場合、確認者は下の確認実績欄に確認日、確認者名を記入すること。

確認実績（月・日、氏名）

自主確認	 5/28	 6/25
元請確認	 6/1	 6/25

ファイルを作成するにあたっては、この表紙をファイルの表紙に貼付して使用してください。

会社名 大阪建設(株)大阪営業所

このファイルを管理する者

安全衛生責任者 大阪 二郎

2. 労務安全衛生確約書

<労務安全確約書>

様式 1

令和3年5月28日

若 築 建 設 (株) 城北作業所

統括安全衛生責任者 若築 太郎 殿

労務・安全衛生確約書

貴社発注の工事の施工に当たっては、

- 一. 適正な労働者を雇用し、法令(建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令)に基づく使用者(事業者)としての責務を遂行します。
- 一. 貴社の諸規程並びに職員の指示に従い、安全・衛生管理活動を自主的かつ積極的に推進します。
- 一. 貴社の環境に配慮した環境保全活動に協力し、より良い環境の創造と地域社会との良好な関係の構築に努めます。
- 一. 別添「関係請負業者の安全衛生遵守事項」を忠実に実行します。再下請を行う場合も同様に実行します。

事業者の代表者(または工事等の契約者)と印鑑

以上を誓約いたします。

住 所 大阪府大阪市中央区中央町1-1-1

会 社 名 大阪建設(株)大阪営業所

代表者名 大阪 一郎



築友会加入状況

加入 未加入

○で囲む

関係請負業者の安全衛生遵守事項

1. 法令の遵守

- (1) 関係請負業者（二次以下の下請業者も含む。以下同じ）は、労働安全衛生法（以下「安衛法」という）、船員法及び関係諸法令に定められた業務及び若築建設（以下「当社」という）の指示事項を遵守するとともに、安全で快適な職場環境作りに協力し、作業員の安全と健康を確保する。
- (2) 当社より受注した工事の全部又は一部を当社の承諾を得て二次以下の関係請負業者に発注するときは、当該業者に本遵守事項の徹底を図ると共に、連帯して安全衛生管理の責任を負う。
- (3) 関係請負業者は、安全衛生責任者を選任し、当社の災害防止についての必要な措置に協力し、作業員に対し常に安全作業を行うよう指導監督する。

2. 安全衛生管理体制

(1) 安全衛生責任者

- ① 元請が統括安全衛生責任者を選任した事業所において、関係請負業者は安全衛生責任者を選任し「安全衛生責任者報告書(様式 3)」及び安全衛生責任者を明示した「作業員名簿」を統括安全衛生責任者に提出する。ただし、建設業法に基づく「再下請通知書」に安全衛生責任者を記載し提出した場合は「安全衛生責任者報告書(様式 3)」の提出を省略できる。
- ② 安全衛生責任者は安衛法第 16 条及び安衛則第 19 条に定める連絡その他災害防止事項を行うため、現場に常駐し当社が定めた「安全衛生責任者の職務」を行う。（「安全衛生責任者報告書(様式 3)」参照）
- ③ 安全衛生責任者に職務を行うための能力と職務を行うにたりる権限を有する。
- ④ 安全衛生責任者は腕章等を使用し現場で作業する作業員全員に対して周知する。
- ⑤ 安全衛生責任者が事故その他の事由により職務を行うことができないときは、代理者を選任する。

(2) 作業主任者

- ① 安衛法第 14 条に定める業務を行う場合には、作業主任者は当該作業主任者技能講習を修了し当該現場に常駐できる者の内から選任する。
- ② 直接作業に従事しないで指揮監督及び監視の業務に専念できる者を選任する。
- ③ 当該作業に対して、指揮監督する権限を与えられている者を選任する。
- ④ 選任した作業主任者を作業員名簿の記入欄に明示して、資格者証の写しと共に統括安全衛生責任者に提出する。
- ⑤ 選任した作業主任者の氏名を作業計画等に記載する。
- ⑥ 作業主任者の直接指揮のもとに当該作業を行う。
- ⑦ 作業主任者は法令に定める「作業主任者の職務」を実施する。
（関係請負業者の安全衛生遵守事項の参考資料 1. 作業主任者の選任「作業主任者の選任を必要とする業務一覧表」参照）
- ⑧ 作業主任者には腕章等を着用させ、作業員全員に認識させる。
- ⑨ 作業主任者の職務及び氏名を作業現場に掲示する。

(3) 作業指揮者

- ① 作業指揮者を必要とする業務に作業員を就業させる場合は、作業中に現場に常駐することができる者を作業指揮者として選任する。
- ② 当該作業に対して、指揮監督する権限を与えられている者を選任する。
- ③ 作業開始前までに選任した作業指揮者の氏名を作業計画、作業安全打合せ簿等に記載して統括安全衛

生責任者に報告する。

- ④ 作業指揮者の直接指揮のもとに当該作業を行う。
 - ⑤ 作業指揮者は法令に定める「作業指揮者の職務」を実施する。
(関係請負業者の安全衛生遵守事項の参考資料 2. 作業指揮者の指名「作業指揮者の指名を必要とする作業、職務の一覧表」参照)
 - ⑥ 作業指揮者には腕章等を着用させ、作業員全員に認識させる。
- (4) 安全施工サイクル
- ⑦ 安全衛生責任者、職長他全ての作業者は現場で定めた安全施工サイクル(朝礼、TBM、KY、打ち合わせ、片付け)に積極的に参加する。
 - ⑧ 工事施工中、安全衛生責任者は安全衛生協議会に必ず参加する。(1次、2次、3次・・・などの階層を問わず参加が必要)また、資機材等の納入業者も参加させる。

3. 教育・訓練(雇い入れ時、送り出し時、新規入場時等)

(1) 安全衛生教育

労働者を雇い入れたとき及び労働者の作業内容を変更したときは、所定の安全衛生教育を実施する。
(安衛法第59条、安衛法第59条第2項)

(2) 特別教育

安衛法第59条第3項に定める危険又は有害な業務に就業する労働者には、その業務についての安全又は衛生のための特別な教育を実施する。

統括安全衛生責任者に資格者証の写しを提出し、特別教育の修了の確認が取れない場合はその業務について就業させない。

(3) 職長教育

職長には安衛法第60条に定める職長教育を修了した労働者を就業させ、統括安全衛生責任者に資格者証の写しを提出する。

(4) 再教育及び安全・訓練への参加

元請が行う特別教育、職長教育、再教育及び安全教育訓練には積極的に参加する。

4. 就業制限

(1) 資格

安衛法第61条第1項及び第2項に定める業務(移動式クレーン運転、車両系建設機械等の資格が必要な業務)には適格者を指名し、統括安全衛生責任者に資格者証の写しを提出する。免許証又は技能講習修了証を提示できない場合はその業務について就業させない。

(2) 資格者証の携帯

当該業務に従事中は、安衛法第61条第3項の定めにより免許証又は技能講習修了証を携帯させる。

5. 健康管理

(1) 健康診断

常時使用する作業員に対し、雇入時及び定期的に健康診断を、有害業務等については特殊健康診断を実施して、常に作業員の健康状態を具体的に把握する。

(2) 健康診断、特殊健康診断の実施及び事後の措置

- ① 定期健康診断は1年以内の受診日を確認する。
- ② 特殊健康診断は6か月以内の受診日を確認する。

- ③ 法定の検査項目を満たした健康診断を実施する。
- ④ 健康診断の各検査項目において基準値を外れる場合及び異常の所見がある場合は、次の措置をおこなう。
 - ・ 再検査又は精密検査、治療のための受診の奨励等を行うこと。
 - ・ 就業上の措置に関し、その必要の有無、講ずべき措置の内容に関する医師の意見を聴き、通常の勤務で良いか、勤務を制限する必要があるか、勤務を休む必要があるか、その意見を健康診断書の医師の意見欄への記入を求めること。
 - ・ 医師の意見を十分勘案し、必要があると認めるときは、適正配置を講じること。
- ⑤ 健康診断の血圧の項目が異常に高い（Ⅲ度高血圧、上180以上又は、下110以上）方々に対して、『健康診断の結果についての医師等からの意見聴取』が適切に実施されていない場合は、現場へ入場させない。

(3) 健康診断書

当社工事に従事する者の健康診断結果は、健康診断書の写しを統括安全衛生責任者に提出して元請の確認を受けるとともに、適正配置及び健康の保持増進に努める。なお、健康診断書の写しの提出は、個人情報保護の観点から本人の同意を得る。

6. 作業員の配置

- (1) 技能、経験、安全衛生意識等を考慮して作業員を配置し、就業することが著しく不相当と認められる者は交替させる。
- (2) 作業員名簿を現場に備え付け、作業員を常時適正に管理する。
- (3) 年少者（18才未満）及び高齢者（65才以上）は、統括安全衛生責任者に報告し、就業制限及び就業条件を遵守し、適正配置する。
- (4) 成人病所見者、身体障害者等特に配慮を必要とする者の就業に当っては、これらの者の心身の条件に応じた適正な配置を行う。

7. 安全作業基準の遵守

(1) 保護具・工具

作業員の使用する保護具・工具等は常に点検整備し、保護帽、安全帯、作業用救命衣等法令に定められた保護具を必ず着用し、その正しい使用方法を徹底する。

(2) 脚立足場、脚立、足場板

脚立足場、脚立及び足場板の使用は、法の基準に基づき、適正に使用する。

(3) 玉掛け作業

- ① 吊り上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛けの作業については、技能講習修了者を就ける。
- ② 吊り上げ荷重1 t未満のクレーン等の玉掛けの作業については、特別教育修了者を就ける。

(4) 火薬の使用

火薬を取り扱う場合には、保安責任者の指示に基づきその保管に細心の注意を払い、保管設備の維持に務めるとともに、消費量を適正に管理する。

(5) 持ち込み機械等

- ① 機械器具等（電動機械工具を含む）を現場内に持ち込み、使用するときは、統括安全衛生責任者に報告し、当該機械に「持込受理証」を貼付する。
- ② 移動式クレーンに係る検査証、年次点検、月例点検等並びに車両系建設機械等に係る特定自主、年次・月例点検等の実施を証明できない移動式クレーン、車両系建設機械等は使用しない。

(6) 防護設備の除去と復旧（安衛則第29条）

- ① 危険箇所（開口部、足場、栈橋、踊場等）の囲い、手摺又は覆い並びに壁つなぎその他防護設備を無断で取り外さない。
 - ② やむを得ず臨時に防護設備を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、当社の許可を受ける。
 - ③ 前号の許可を受けて防護設備を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、直ちにこれを原状に復する。
 - ④ 防護設備が取りはずされ、又はその機能を失ったことを発見したときは、すみやかにその旨を当社に報告する。
- (7) その他
法令、当社の定める社内ルール及び利害関係者の要求事項を遵守し、当社の危険要因特定表及び取扱説明書等を活用する。

8. 労働環境

- (1) 宿舍の環境衛生整備
使用する作業員宿舍について「建設業付属寄宿舎規則」に基づく環境衛生整備を常に行い、管理者を定めて十分な管理をする。
- (2) 整理整頓
常に自己の作業場所を整頓して作業を行い、毎日の作業終了後不用材、発生残材は分別し、適正に処理する。また、機械、工具、備品材料等は当社の指定する場所に集積又は格納して整理整頓する。

9. 災害予防

- (1) 火災予防
溶接その他火気を使用する場合はその都度あらかじめ届け出るものとし、火気取扱責任者を定めると共に消火器、防火用水等を設置して十分な防火管理をする。
- (2) 交通災害の防止
通勤・現場内及び公道で交通規則を遵守し他者を優先する。また、作業員等に対して教育をする。
- (3) 第三者、公衆災害の防止
作業員は第三者（近隣家屋、軌道、公衆施設、通行人等）に迷惑を及ぼさないように作業を実施する。
- (4) 災害発生時の処理
作業員が事故又は災害を発見したとき、直ちに臨機の処置を取ると共に、直ちに当社に報告する。

10. 労働者災害補償保険の特別加入

一人親方及び事業主などの労働者災害補償保険法（以下、労災法という）の強制適用外の者に工事の全部又は一部を施工させるときは、労災法第33条～第35条に定める労働者災害補償保険の特別加入し、加入証の写しを統括安全衛生責任者に提出する。

11. 雇用管理状況調査

- (1) 雇用管理者
再下請通知書の様式に、雇用管理者の氏名を記載し統括安全衛生責任者に提出する。
- (2) 時間外及び休日の労働
「労働基準法36条（時間外及び休日の労働）」により1日8時間を超え、週40時間を超えて労

働者を使用する場合は協定を労基署に届出る。(過重労働防止：1年毎に届出が必要)

12. 外国人労働者の就労管理

(1) 外国人労働者の就労可否

- ① 外国人労働者を就労させる場合は、在留カードの「在留期間、在留資格、就労制限の有無」で就労可否が事前確認できないものは就労させない。
- ② 「在留カード(裏面を含む)」の写し及び在留カードの就労制限の有無欄に「指定書」が記載されている場合は、旅券(パスポート)に添付されている「指定書」の写しを、統括安全衛生責任者に提出して確認を受ける。

(2) 安全対策

安全衛生責任者は外国人労働者が危険回避できるように、必要な言語や危険表示、標識、文字について理解の確認と十分な指導を行う。

関係請負業者の安全衛生遵守事項の参考資料

1. 作業主任者の選任

(1) 作業主任者の任命に対する留意点

1. 選任の留意点

- ・安衛法第 14 条に定める業務を行う場合には、作業主任者は当該作業主任者技能講習を修了し当該現場に常駐できる者の内から選任する。
- ・直接作業に従事しないで指揮監督及び監視の業務に専念できる者を選任する。
- ・当該作業に対して、指揮監督する権限を与えられている者を選任する。
- ・選任した作業主任者を作業員名簿の記入欄に明示して、資格者証の写しと共に統括安全衛生責任者に提出する。
- ・選任した作業主任者の氏名を作業計画等に記載する。

2. 作業主任者の職務

- ・作業主任者の直接指揮のもとに当該作業を行う。
- ・作業主任者は法令に定める「作業主任者の職務」を実施する。（次頁の「作業主任者の選任を必要とする業務一覧表」参照）

3. 掲示・周知等

- ・作業主任者には腕章等を着用させ、作業員全員に認識させる。
- ・作業主任者の職務及び氏名を作業現場に掲示する。

(2) 関係法令

【労働安全衛生法 第 14 条（作業主任者）】

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

罰則 第 119 条(1)、第 122 条

【労働安全衛生規則 第 16 条（作業主任者の選任）】

法第 14 条の規定による作業主任者の選任は、別表第 1 の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行うものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

【労働安全衛生規則 第 18 条（作業主任者の氏名等の周知）】

事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

作業主任者の選任を必要とする業務一覧表

選任を必要とする作業	資格	作業主任者名	職務内容
高圧室内作業	高圧室内作業主任者 免許所持者	高圧室内作業主任者 高圧則第 10 条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業方法を決定し、高圧室内作業者を直接指揮すること。 2. 炭酸ガス及び有害ガスの濃度を測定するための測定器具を点検すること。 3. 高圧室内作業者を作業室へ入出させ、又は退出させる時は当該高圧室内作業者の人数を点検すること。 4. 作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、高圧作業室内の圧力を適正な状態に保つこと。 5. 気閘室への送気又は気閘室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、高圧室内作業者に対する加圧・減圧が第 14 条又は第 18 条の規定に適合して行われる様措置すること。 6. 作業室及び気閘室において高圧室内作業者が健康に異常を生じたときは、必要な措置を講ずること。
ガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業 (土木・建築現場ではここでいうガス集合装置に該当する装置はほとんどない)	ガス溶接作業主任者 免許所持者	ガス溶接作業主任者 安衛則第 316 条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業の方法を決定し、作業を指揮すること。 2. ガス集合装置の取扱に従事する労働者に次の事項を行なわせること。 イ 取り付けるガスの容器の口金及び配管の取付け口に付着している油類、じんあい等を除去すること。 ロ ガスの容器の取替えを行なったときは、当該容器の口金及び配管の取付け口の部分のガスもれを点検し、かつ、配管内の当該ガスと空気との混合ガスを排除すること。 ハ ガス漏れを点検するときは、石けん水を使用する等安全な方法によること。 ニ バブル又はコックの開閉を静かに行うこと。 3. ガスの容器の取替えの作業に立ち合うこと。 4. 当該作業を開始するときは、ホース、吹管、ホースバンド等の器具を点検し、損傷、摩耗等によりガス又は酸素が漏れいする恐れがあると認めるときは、補修し、又は取り替えること。 5. 安全器は、作業中、その機能を容易に確かめることができる箇所に置き、かつ、一日一回以上これを点検すること。 6. 当該作業に従事する労働者の保護眼鏡及び保護手袋の使用状況を監視すること。 7. ガス溶接作業主任者免許証を携帯すること。
掘削面の高さが 2 m 以上となる地山の掘削の作業	地山の掘削作業主任者 技能講習修了者	地山の掘削作業主任者 安衛則 359 条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。
土止め支保工の切ばり又は腹おこしの取付又は取外しの作業	土止め支保工作業主任者 技能講習修了者	土止め支保工作業主任者 安衛則 374 条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。
つり足場張り出し足場又は高さが 5 m 以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業	足場の組立等作業主任者 技能講習修了者	足場の組立等作業主任者 安衛則 565 条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。 2. 器具・工具・安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。 4. 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。
型枠支保工の組立又は解体の作業	型枠支保工の組立等作業主任者 技能講習修了者	型枠支保工の組立等作業主任者 安衛則 246 条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 作業中、安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。
酸素欠乏症のみが発生するおそれのある場所における作業 (第 1 種酸素欠乏危険作業)	酸素欠乏危険作業主任者 技能講習修了者	酸素欠乏危険作業主任者 酸素欠乏症等防止規則 11 条第 1 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業に従事する労働者が酸素欠乏の空気を吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 2. 作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を測定すること。 3. 測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具又は、設備を点検すること。 4. 空気呼吸器等の使用状況を監視すること。
酸素欠乏症及び硫化水素中毒が発生するおそれのある場所における作業 (第 2 種酸素欠乏危険作業)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習修了者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 酸素欠乏症等防止規則 11 条第 3 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業に従事する労働者が酸素欠乏等の空気を吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 2. 作業を行なう場所の空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定すること。 3. 測定器具、換気装置空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症等にかかることを防止するための器具又は設備を点検すること。 4. 空気呼吸器等の使用状況を監視すること。
特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業	特定化学物質(等)作業主任者 技能講習修了者	特定化学物質作業主任者、 (又は特定化学物質等作業主任者) 特定化学物質等障害予防規則 27 条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けるとを予防するための装置を 1 月を越えない期間ごとに点検すること。 3. 保護具の使用状況を監視すること。

選任を必要とする作業	資格	作業主任者名	職務内容
石綿等を取り扱う作業	石綿作業主任者技能講習修了者、(又は特定化学物質等作業主任者技能講習修了者)	石綿作業主任者、(又は特定化学物質等作業主任者) 石綿則 19 条	1. 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を 1 月を越えない期間ごとに点検すること。 3. 保護具の使用状況を監視すること。
建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立解体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習修了者	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者 安衛則 517 条第 4 項	1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 器具・工具・安全带及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 安全带及び保護帽の使用状況を監視すること。
ずい道等の掘削・ずり積み・ずい道支保工の組み立て・ロックボルトの取付け・コンクリート等の吹き付けの作業	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了者	ずい道等の掘削等作業主任者 安衛則 383 条第 2 項	1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し作業を直接指揮すること。 2. 器具・工具・安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 安全带及び保護帽の使用状況を監視すること。
ずい道等の覆工の作業	ずい道等の覆工作業主任者技能講習修了者	ずい道等の覆工作業主任者 安衛則 383 条第 4 項	1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し作業を直接指揮すること。 2. 器具・工具・安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 安全带及び保護帽の使用状況を監視すること。
有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務	有機溶剤作業主任者技能講習修了者	有機溶剤作業主任者 有機溶剤中毒予防規則 19 条	1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され又はこれを吸入しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。 2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を 1 月を越えない期間ごとに点検すること。 3. 保護具の使用状況を監視すること。 4. タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第 26 条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。
コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業	コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了者	コンクリート破砕器作業主任者 安衛則第 321 条 3	1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 作業に従事する労働者に対し、退避の場所及び経路を指示すること。 3. 点火前に危険区域内から労働者が待避したことを確認すること。 4. 点火者を定めること。 5. 点火の合図をすること。 6. 不発の装薬又は残薬の有無について点検すること。
高さ 2 m 以上のはいはい付け又ははいくずしの作業	はい作業主任者技能講習修了者	はい作業主任者 安衛則 428 条	1. 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 当該作業を行なう箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。 4. はいくずしの作業を行なうときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に、当該作業の着手を指示すること。 5. 作業箇所の高さが床面から 1.5m をこえるときの昇降設備及び保護帽の使用状況を監視すること。
コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	コンクリート造工作物の解体等作業主任者技能講習修了者	コンクリート造工作物の解体等作業主任者 安衛則 517 条第 17 項	1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し作業を直接指揮すること。 2. 器具・工具・安全带等及び保護帽の機能を点検し不良品を取り除くこと。 3. 安全带及び保護帽の使用状況を監視すること。
軒の高さが 5 m 以上の木造建築物の構造部材の組立又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立等作業主任者技能講習修了者	木造建築物の組立等作業主任者 安衛則 517 条第 12 項	1. 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 器具・工具・安全带及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 安全带及び保護帽の使用状況を監視すること。
橋梁の上部構造により構成されるものであって金属製の部材(その高さが 5 m 以上又は支間が 30m 以上)の架設、解体又は変更の作業	鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者	鋼橋架設等作業主任者 安衛則 517 条 8 項	1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 器具・工具・安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。
橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが五メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が三十メートル以上である部分に限る。)の架設又は変更の作業	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者	コンクリート橋架設等作業主任者 安衛則 517 条の 22	1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

選任を必要とする作業	資 格	作業主任者名	職 務 内 容
金属アーク溶接等を行う作業 (屋外作業場等及び継続して屋内作業場で行う作業)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 技能講習修了者	特定化学物質作業主任者 特化則第 27 条、28 条 (令和 3 年 4 月 1 日から施行、令和 4 年 3 月 31 日まで経過措置あり)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること 2. 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を 1 か月を超えない期間ごとに点検すること 3. 保護具の使用状況を監視すること

2. 作業指揮者指名

(1) 作業指揮者を指名する上での留意点

1. 選任の留意点

- ・作業指揮者を必要とする業務に作業員を就業させる場合は、作業中に現場に常駐することができる者を作業指揮者として選任する。
- ・当該作業に対して、指揮監督する権限を与えられている者を選任する。
- ・作業開始前までに選任した作業指揮者の氏名を作業計画、作業安全打合せ簿等に記載して統括安全衛生責任者に報告する。

2. 作業指揮者の職務

- ・作業指揮者の直接指揮のもとに当該作業を行う。
- ・作業指揮者は法令に定める「作業指揮者の職務」を実施する。
(次頁の「作業指揮者の指名を必要とする作業、職務の一覧表」参照)

3. 周知等

- ・作業指揮者には腕章等を着用させ、作業員全員に認識させる。

(2) 関係法令

作業指揮者は、多くは資格が不要であるが、必要となる作業及び職務内容は法で定められている。なお、例外として次の作業は、資格等保有者の中から指名しなければならない。

- ・導火線・電気発破作業は、免許者であること。
- ・停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線、活線近接作業は、特別教育修了者であること。
- ・除染等作業は、除染等作業に類似する作業に従事した経験を有する者又は除染等作業指揮者教育を受講した者であって特別教育修了者であること。

作業指揮者の指名を必要とする作業、職務の一覧表

関係法令	指名が必要な作業	職務内容
安衛則第 151 条の 4	車両系荷役運搬機械を用いて行う作業	1. 安衛則第 151 条の 3 第 1 項の作業計画に基づき作業の指揮を行うこと。
安衛則第 151 条の 15	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着若しくは取外しの作業	1. 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 第 151 条の 9 第 1 項ただし書きに規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。
安衛則第 151 条の 48	一個の重量が 100 kg 以上の荷を不整地運搬車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む）又は不整地運搬車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）	1. 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 当該作業を行なう箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。 4. ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。 5. 第 151 条の 45 第 1 項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。
安衛則第 151 条の 62	一個の重量が 100 kg 以上荷を構内運搬車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は構内運搬車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）	1. 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。 4. ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
安衛則第 151 条の 70	一個の重量が 100 kg 以上の荷を貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）	1. 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 当該作業を行なう箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。 4. ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。 5. 第 151 条の 67 第 1 項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。
安衛則第 165 条	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取外しの作業	1. 作業手順を決定し、作業を指揮すること。 2. 次条第 1 項に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。
安衛則第 171 条の 3	コンクリートポンプ車の輸送管等の組立又は解体の作業	1. 作業の方法、手順等を定め、これらを労働者に周知すること。 2. 当該作業を指揮する者を指名して、その直接の指揮のもとに作業を行わせること。
安衛則第 190 条	くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの組立、解体、変更又は移動の作業	1. 作業の方法、手順等を定め、これらを労働者に周知すること。 2. 当該作業を指揮する者を指名して、その直接の指揮のもとに作業を行わせること。
安衛則第 194 条の 6	ジャッキ式吊り上げ機械を用いて行う作業	1. 作業を行う区域内には関係労働者以外の労働者の立入を禁止すること。 2. 強風、大雨、大雪等の悪天候のため作業の実施について危険が予想される場合は、当該作業を中止すること。 3. ジャッキ式吊り上げ機械を施設、仮設物等に据え付けるときは、ボルト等を用いて当該ジャッキ式吊り上げ機械を確実に固定させること。 4. ジャッキ式吊り上げ機械を施設、仮設物等に据え付けるときは、当該施設、仮設物等の耐力を確認し、耐力が不足しているときはこれを補強すること。
安衛則第 194 条の 10	高所作業車を用いて行う作業	1. 当該作業を指揮する者を指名して、その直接の指揮のもとに作業を行わせること。
安衛則第 257 条	危険物を製造し、又は取り扱う作業（令第 6 条第 2 号又は第 8 号に掲げる作業を除く。）	1. 危険物を製造し、又は取り扱う設備及び当該設備の付属設備について、随時点検し、異常を認めるときは、直ちに、必要な措置をとること。 2. 危険物を製造し、又は取り扱う設備及び当該設備の付属設備がある場所における温度、湿度、遮光及び換気の状態等について、随時点検し、異常を認めるときは、直ちに、必要な措置をとること。 3. 前号に掲げるもののほか、危険物の取扱の状況について、随時点検し、異常を認めるときは、直ちに、必要な措置をとること。 4. 前各号の規定によりとった措置について、記録しておくこと。
安衛則第 275 条	化学設備、化学設備の配管又は化学設備の付属設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、これらの設備を分解する作業を行い、又はこれらの設備の内部で作業	1. 当該作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを関係労働者に周知させること。 2. 当該作業の指揮者を定め、その者に当該作業を指揮させること。 3. 作業箇所に危険物が漏えいし、又は高温の水蒸気が逸出しないように、バルブ若しくはコックを二重に閉止し、又はバブル若しくはコックを閉止するとともに閉止板等を施すこと。 4. 前号のバブル、コックは閉止板等に施錠し、これらを開放してはならない旨を表示し、又は監視人を置くこと。 5. 第 3 号の閉止板等を取り外す場合において、危険物等又は高温の水蒸気等が流出するおそれのあるときは、あらかじめ、当該閉止板等とそれに最も近接したバルブ又はコックとの間の危険物等又は高温の水蒸気等の有無を確認する等の措置を講ずること。
安衛則第 319 条	導火線発破の作業（発破技士免許者であること）	1. 点火前に、点火作業に従事する労働者以外の労働者に対して、退避を指示すること。 2. 点火作業に従事する労働者に対して、退避場所及び経路を指示すること。 3. 1 人の点火数が同時に 5 以上のときは、発破時計、捨て導火線等の退避時期を知らせる物を使用すること。 4. 点火の順序及び区分について指示すること。 5. 点火の合図をすること。 6. 点火作業従事した労働者に対して、退避の合図をすること。 7. 不発の装薬又は残薬の有無について点検すること。

関係法令	指名が必要な作業	職務内容
安衛則第 320 条	電気発破の作業 (発破技士免許者であること)	1. 当該作業に従事する労働者に対し、退避の場所及び経路を指示すること。 2. 点火前に危険区域内から労働者が退避したことを確認すること。 3. 点火者を定めること。 4. 点火場所について指示すること。
安衛則第 350 条	停電作業、高圧活線作業、高圧活線近接作業、特別高圧活線作業、特別高圧活線近接作業 (特別教育修了者であること)	1. 労働者にあらかじめ作業の方法及び順序を周知させ、かつ作業を直接指揮すること。 2. 第 345 条第 1 の作業を同項第 2 号の措置を講じて行うときは、標識等の設置又は監視人の配置の状態を確認した後に作業の着手を指示すること 3. 電路を開路して作業を行うときは、当該電路の停電の状態及び開路に用いた開閉器の施錠、通電禁止に関する所要事項の表示又は監視人の配置の状態並びに電路を開路した後における短絡接地器具の取付けの状態を確認した後に作業の着手を指示すること。
安衛則第 362 条第 3 項	明り掘削の作業により露出したガス導管の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場所のガス導管の防護の作業	1. 当該作業を指揮する者を指名して、その直接の指揮のもとに作業を行わせること。
安衛則第 389 条の 3	ずい道等の内部で、可燃性ガス及び酸素を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業	1. 付近にあるぼろ、木くず、紙くず、その他可燃性の物を除去し、又は当該可燃性の物に不燃性の物による覆いをし、若しくは当該作業に伴う火花等の飛散を防止するための隔壁を設けること。 2. 危険物を製造し、又は取り扱う設備及び当該設備の付属設備について、随時点検し、異常を認めたときは、直ちに、必要な措置をとること。 3. 危険物を製造し、又は取り扱う設備及び当該設備の付属設備がある場所における温度、湿度、遮光及び換気の状態等について、随時点検し、異常を認めたときは、直ちに、必要な措置をとること。 4. 前各号に掲げるもののほか、危険物の取扱の状況について、随時点検し、異常を認めたときは、直ちに、必要な措置をとること。 5. 前各号の規定によりとった措置について、記録しておくこと。 6. 作業の従事する労働者に対し、消火設備の設置場所及びその使用方法を周知させること。 7. 作業状況を監視し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。 8. 作業終了後火花等による火災が生ずるおそれのないことを確認すること。
安衛則第 420 条	一個の重量が 100 kg 以上の荷を貨車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）	1. 作業の方法及び順序を決定し、作業を指揮すること。 2. 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 当該作業を行なう箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。 4. ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
安衛則第 529 条	建築物、橋梁、足場等の組み立て、解体又は変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く。）	1. 作業を指揮するものを指名して、そのものに直接作業を指揮させること。 2. あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
クレーン則第 33 条	クレーンの組み立て又は解体の作業	1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。 2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 作業中、安全带及び保護帽の使用状況を監視すること。
クレーン則第 75 条の 2	移動式クレーンのジブの組み立て又は解体の作業	1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。 2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 作業中、安全带及び保護帽の使用状況を監視すること。
クレーン則第 109 条	デリックに定格荷重をこえる荷重をかけて使用する時(やむを得ない事由により同項の規定によることが著しく困難な場合)	1. あらかじめ、デリック特例報告書（様式第 10 号）を所轄労働基準監督署長に提出すること。 2. あらかじめ、第 97 条第 3 項に規定する荷重試験を行い、異常が無いことを確認すること。 3. 作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに作動させること。
クレーン則第 118 条	デリックの組み立て又は解体の作業	1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。 2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。
クレーン則第 153 条	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組み立て又は解体の作業	1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。 2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。
クレーン則第 191 条	建設用リフトの組み立て又は解体の作業	1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。 2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

関係法令	指名が必要な作業	職務内容
安衛則 592 条の 6	廃棄物の焼却設備に係る業務 (特別教育修了者であること)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業指揮者の直接指揮のもとに作業を実施すること。 2. 付着物の除去 3. ダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化 4. 適切な保護具の使用 5. 前 3 条の措置がこれらの規定に適合して講じられているかどうかについて点検する。
酸欠則第 25 条の 2	し尿、腐泥、泥水、パルプ液その他腐敗し、若しくは分解しやすい物質を入れてあり、若しくは入れたことのあるポンプ若しくは配管等又はこれらに附属する設備の改造、修理、清掃等を行う作業 (特定化学物質作業主任者であること)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これらを作業に従事する労働者に周知させること。 2. 硫化水素中毒の防止について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、そのものに当該作業を指揮させること。 3. 作業を行う設備から硫化水素を確実に排出し、かつ、当該設備に接続しているすべての配管から当該設備に硫化水素が流入しないようバルブ、コック等を確実に閉止すること。 4. 前号により閉止したバルブ、コック等には、施錠をし、これらを開放してはならない旨を見やすい箇所に表示し、又は監視人を置くこと。 5. 作業を行う設備の周辺における硫化水素の濃度の測定を行い、労働者が硫化水素中毒にかかる恐れがあるときは、換気その他必要な措置を講ずること。
クレーン則 2 3 条	クレーンで定格荷重以上の荷を吊る作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. あらかじめ、クレーン特例報告書(様式第十号)を所轄労働基準監督署長に提出すること。 2. あらかじめ、第六条第三項に規定する荷重試験を行ない、異常がないことを確認すること。 3. 作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに作動させること。
クレーン則 7 5 条の 2	移動式クレーンのジブの組立、解体作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。 2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

3. 安全衛生責任者選任

(1) 安全衛生責任者に選任についての留意点

- 1) 元請が統括安全衛生責任者を選任した事業所において、関係請負業者は「安全衛生責任者選任し安全衛生責任者報告書(様式 3)」及び安全衛生責任者を明示した「作業員名簿」を統括安全衛生責任者に提出する。ただし、建設業法に基づく「再下請通知書」に安全衛生責任者を記載し提出した場合は「安全衛生責任者報告書(様式 3)」の提出を省略できる。
- 2) 安全衛生責任者は安衛法第 16 条及び安衛則第 19 条に定める連絡その他災害防止事項を行うため、現場に常駐し当社が定めた「安全衛生責任者の職務」を行う。
(次頁「安全衛生責任者報告書(様式 3)」参照)
- 3) 安全衛生責任者に職務を行うための能力と職務を行うにたりる権限を有する。
- 4) 安全衛生責任者は腕章等を使用し現場で作業する作業員全員に対して周知する。
- 5) 安全衛生責任者が事故その他の事由により職務を行うことができないときは、代理者を選任する。

(2) 関係法令

【労働安全衛生法 第 16 条(安全衛生責任者) 罰則あり】

第 15 条 第 1 項又は第 3 項の場合において、これらの規定により統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

- 2 前項の規定により安全衛生責任者を選任した請負人は、同項の事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

【労働安全衛生規則 第 19 条(安全衛生責任者の職務)】

法第 16 条第 1 項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 統括安全衛生責任者との連絡
- 二 統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡
- 三 前号の統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項のうち当該請負人に係るものの実施についての管理
- 四 当該請負人がその労働者の作業の実施に関し計画を作成する場合における当該計画と特定元方事業者が作成する法第 30 条第 1 項第 5 号の計画との整合性の確保を図るための統括安全衛生責任者との調整
- 五 当該請負人の労働者の行う作業及び当該労働者以外の者の行う作業によって生ずる法第 15 条第 1 項の労働災害に係る危険の有無の確認
- 六 当該請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における当該他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整

【労働安全衛生規則第 20 条(統括安全衛生責任者等の代理者)】

第 3 条の規定は、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者及び安全衛生責任者について準用する。

<参考>

【労働安全衛生規則第 3 条(総括安全衛生管理者の代理者)】

事業者は、総括安全衛生管理者が、旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

令和3年5月28日

安全衛生責任者選任報告書

若 築 建 設 (株) 城北作業所
 統括安全衛生責任者 若築 太郎 殿

事業者の代表者(または工
 事等の契約者)と印鑑

会 社 名 大阪建設(株)大阪営業所
 代 表 者 大阪 一郎



当工事に従事する安全衛生責任者を下記のとおり選任し、以下の職務を行わせる権限を与えたので、報告します。

全ての関係請負人は選任すること
 (一次、二次関係なく)

工 事 名	20〇△□〇△□築造工事
職 種	職員(工事係)
氏 名	大阪 二郎
生 年 月 日	昭和 平成 42 年 7 月 1 日生 53 才
現 住 所	大阪市大阪区大阪町8-5-5 TEL 090-1234-5678
経 験 年 数	24 年 1 ヶ月
勤 続 年 数	24 年 1 ヶ月
備 考	
選 任 月 日	令和 3 年 5 月 28 日

下記の権限と責任がある
 (従って、しなければならない)

安全衛生責任者の職務

1. 統括安全衛生責任者及び他の安全衛生責任者と日常の連絡調整
2. 統括安全衛生責任者から指示された事項の部下への周知徹底及び実施結果の報告
3. 新規入場者面接、作業主任者の選任等作業員の安全衛生に関する事項
4. 作業計画・手順書の作成等作業方法・手順の確立及び作業員への周知徹底
5. 朝礼、TBM-KY、施工打ち合わせ等当該現場で定められた安全施工サイクルへの参加及び実施
6. 持ち込み機械、器具等について、使用届の提出及び点検整備等
7. 事故・災害が発生した場合、統括安全衛生責任者への速やかな報告

4. 新規入場者教育

(1) 新規入場者教育を行う場合の留意点

1. 事前に元請は教育資料（現場の基本方針、施工サイクル、遵守事項等）を作成しておく。様式は「第3章第3節 帳票類様式一覧(*.xlsx)」参照
2. 教育の実施者（面接者）は、基本的には当該関係下請業者の安全衛生責任者であるが、一次下請の安全衛生責任者は、元請の者が実施する。
3. 各業者の安全衛生責任者は、直近上位の安全衛生責任者が実施する。各業者の作業員は当該関係受請業者の安全衛生責任者が行う。ただし、出来る限り元請が立会し指導する。
4. 教育の実施者は「新規入場者教育資料（工事概要、基本方針、施工サイクル、現場のルール等）」、その他各現場で教育に必要な資料について教育を行う。職長へは「職長等に求められる、法令及び当社にて定められた職務について」について教育を行う。
5. 教育修了者は面接簿の個人情報等の使用及び安全遵守についての項目欄を読み、理解して署名する。
教育の実施者（面接者）は教育実施記録簿に記入して整理する。
6. 教育修了者は新規入場時教育修了者のステッカーをヘルメットに貼付ける。
7. 安全衛生責任者は資格取得者・教育修了者の資格者証等を直接確認し、取得・修了年月日、番号等を「資格・教育の確認」及び「作業員名簿」に記入する。
8. 新規入場の職長には「職長等に求められる、法令及び当社にて定められた職務について」を説明し、視聴覚資料の「職長用新規入場教育資料について」（約15分）を視聴して内容を理解させる。

(2) 関係法令

【労働安全衛生規則 第638条（教育に対する指導及び援助）】

特定元方事業者は、法第30条第1項第4号の教育に対する指導及び援助については、当該教育を行なう場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。

【労働安全衛生規則 第642条の3（周知のための資料の提供等）】

建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、当該場所の状況（労働者に危険を生ずるおそれのある箇所を含む。以下この条において同じ。）、当該場所において行われる作業相互の関係等に関し関係請負人がその労働者であって当該場所で新たに作業に従事することとなったものに対して周知を図ることに資するため、当該関係請負人に対し、当該周知を図るための場所の提供、当該周知を図るために使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。ただし、当該特定元方事業者が、自ら当該関係請負人の労働者に当該場所の状況、作業相互の関係等を周知させるときは、この限りでない。

【労働安全衛生法 第29条（元方事業者の講ずべき措置等）】

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。

- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

※労働安全衛生法 第29条は全ての法令について指導・指示しなければならないが、当然として資格の確認なども含まれる。たとえば作業主任者（安衛法第14条）、安全衛生教育（安衛法第59条、第60条）、就業制限（安衛法第61条）などの事業主の行うことについての指導・指示。

新規入場者面接簿

整理番号 2 様式 5

面接年月日 令和 3 年 6 月 1 日

本人	フリガナ	コウベ イチロウ		職種	型枠工	
	氏名	神戸 一郎		生年月日	昭和 28 年 6 月 11 日	
	血液型	O・A・B・AB		年齢	67 才	
	住所	大阪市大阪区大阪町8-5-5				
	携帯電話	080-1234-4321	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 寮	<input type="checkbox"/> その他	
緊急連絡先	住所	同上				
	氏名	神戸 恵子	続柄	妻		
	電話	06-1234-4321				
貴方は一人親方又は事業主ですか	<input type="checkbox"/> はい → 保険の特別加入はしていますか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ → ① 所属会社名は (大阪建設(株)) 給料をもらっている会社を記入					
経験年数等	・所属会社に入って何年ですか? 40 年 2 ヵ月		・職種の経験は? 35 年 2 ヵ月			
定期健康診断	<input checked="" type="checkbox"/> 受けた 3 年 4 月 15 日		血圧: 最高 145 最低 85			
*写しを添付すること	<input type="checkbox"/> 受けていない		<input checked="" type="checkbox"/> 就労可(安責者記入) <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断書の元請確認済(安責者記入)			
有害業務等の特殊健康診断	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 坑内 <input type="checkbox"/> 潜水 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 深夜業 <input type="checkbox"/> 有機溶剤					
	<input checked="" type="checkbox"/> 無 → <input type="checkbox"/> じん肺 <input type="checkbox"/> 特化物 <input type="checkbox"/> 高圧室内 <input type="checkbox"/> その他 ()					
健康状態	◆過去に熱中症になったことがありますか (はい) (いいえ) (はいの場合 時期: 1年前)					
	◆過去の病気・ケガで具合の悪いところはありますか (はい) (いいえ) (はいの場合 理由:)					
	◆定期的に病院に通院していますか (はい) (いいえ) (はいの場合 病名等: 高血圧)					
	◆薬を服用していますか (はい) (いいえ) (はいの場合 病名等: 高血圧)					
貴方はこの現場にどのように通勤していますか	通勤経路	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅から直接		<input type="checkbox"/> 会社・事務所経由	<input type="checkbox"/> 他	
	通勤手段	<input type="checkbox"/> 自家用車	<input checked="" type="checkbox"/> 社有車 <input type="checkbox"/> 他			
<通勤ルート> 自宅→国道〇号→阪神高速(〇〇〇)入→(〇〇〇)出→国道〇号→現場						
本現場で該当する資格・教育の確認(該当資格を○で囲む) 斜体は作業主任者			その他の資格			
免許	自動車運転(普通・中型・大型)・潜水士・移動式クレーン(5t以上)・クレーン(5t以上)					
	海技士()・()級小型船舶操縦士・電気工事士					
技能講習	地山掘削・土留支保工(型枠支保工)・足場組立・酸欠()種・有機溶剤・特化物					
	ガス溶接(玉掛け1t以上)・小型移動式クレーン(1~5t未満)・高所作業車(10m以上)					
特別教育	玉掛け(1t未満)・移動式クレーン運転(1t未満)・クレーン(5t未満)・潜水送気員・アーク溶接・酸欠					
	車両系()用・車両系荷役() フルハーネス・足場組立・ウインチ・研削といし・低圧電気取扱・ホーリングマシン・車両系外の基礎工事用機械					
職長等教育他	職長教育・安責者教育・足場点検()					
労働関係諸法令他にに基づき適正な施工管理を行うため、この帳票や健康診断書写その他の個人情報の使用に同意します。 私は教育資料により、新規入場者教育を受けました。 一 法規や現場の安全基準に従って作業に従事し、自分の身の安全を守ります。 一 環境保全に対して法規を遵守し、環境に配慮して作業に従事します。						
面接した人(面接者)		会社名	大阪建設(株)		氏名	大阪 二郎
面接者コメント 健康診断の血圧の最高が高いが、他に異常はなくここ数年の健診でも高くでっており、薬等の服用もして仕事を上ですべて問題はないとのこと。						

新規入場者面接実施記録簿の整理番号と合わせる

雇入れ1年未満の場合は、雇入れ時の健康診断書または、雇入れ前3ヵ月経過していない健康診断書が必要。(写しで確認)
(雇入れ時の健康診断) 労働安全衛生規則 第43条
事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

定期健康診断は1年以内の受診日であること。(写しで確認)

血圧測定値がⅢ度高血圧(写しで確認)
(上180以上又は、下110以上)の場合
①医師の意見欄に通常勤務可や就業可の記載がない場合は、現場への入場を制限する。
②事業者に見解に対する医師の意見を聴くよう指示をする。

安責者は健康診断結果の内容を確認し、就労可であればチェックを入れる。

安責者は健康診断書の写しを元請に提出し、確認を受けている場合にチェックを入れる

健康診断書は個人情報保護の観点から、請負回数に関係なく元請けに直接提出されている。所属会社の安責者及び元請が確認する必要がありますので「安責者記入」とした。

R3(2021) 4/1~
金属アーク溶接作業で実施義務

特殊健康診断は6か月以内の受診日であること。(写しで確認)
※潜水士の健康確認について
(安全通知文書1504「潜水士の健康確認について(潜水管理ルール含む)」抜粋)
健康診断書で患者の就業禁止である次の7項目の一つでも記載があった場合、事業主に対して「①本人に適切な治療を行うこと」「②医師に高圧則41条があるが本当に就業可であるか再度確認すること」「③事業主は代替人を準備できないか」の3項目を依頼することをルールとする。
一 減圧症その他高血圧による障害又はその後遺症
二 肺結核その他呼吸器の結核又は急性上気道感染、じん肺、肺気腫その他呼吸器系の疾病
三 貧血症、心臓弁膜症、冠状動脈硬化症、高血圧症その他血液又は循環器系の疾病
四 精神神経症、アルコール中毒、神経痛その他精神神経系の疾病
五 メニエル氏病又は中耳炎その他耳管狭さくを伴う耳の疾病
六 関節炎、リウマチスその他運動器の疾病
七 ぜんそく、肥満症、バセドー氏病その他アレルギー性、内分泌系、物質代謝又は栄養の疾病

R4(2022) 4/1~
金属アーク溶接作業で選任義務

※面接者コメント欄記入内容
(安全通知文書1811添付資料「現場労働者の健康管理の確認についての指導要領」抜粋)
1. 健康診断書(写し)、特殊健康診断書(写し)の実施日が所定期間を超えている場合
2. 安衛法に基づく診断の11項目の検査項目に漏れがあった場合(右→参照)
3. 各検査項目において、要経過観察、要治療、要再検査などの医師の所見がある場合
・本人と事業者により再度健康診断の実施または再検査、治療を直ちに受診するよう指示し、その事実を記録する。
4. 新規入場者面接までに健康診断書(写し)、特殊健康診断書(写し)が提出されなかった場合
・本人と事業者により健康診断書(写し)の提出を求め、その事実を記録する。
・定期、特殊健康診断の実施日と血圧の測定が記載されており、基準内であることを確認する。

安衛法に基づく診断の11項目の検査項目
(省略基準は安全法令ダイジェストP200参照)
① 既往歴及び業務歴の調査
② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
④ 胸部エックス線検査及びかくたん検査
⑤ 血圧の測定
⑥ 貧血検査(血色素量、赤血球数)
⑦ 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)
⑧ 血中脂質検査(LDL・HDLコレステロール、中性脂肪【TG:血清トリグリセリド】)
⑨ 血糖検査
⑩ 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
⑪ 心電図検査
注)④について、雇入れ時健康診断においては、胸部エックス線検査のみとなっている。

■個人情報保護について
*この帳票や健康診断書写その他の個人情報は、労働関係諸法令に基づき適正な施工管理を行うため使用します。
*同上の個人情報は、使用目的以外には使用しません。ただし、法的義務などの正当な理由がある場合を除きます。
*同上の個人情報は、厳重に管理し、漏えい等が生じないよう適切な対策を講じます。
*同上の個人情報は、本人の同意なく第三者に提供しません。
*同上の個人情報は、本人からの要請があれば、合理的な範囲で、開示・訂正に対応します。

5. 就労状況調査

「作業員名簿」については、原則、様式7を使用して統括安全衛生責任者へ提出する。
建設業法の改正に伴い平成24年11月1日から、社会保険加入状況の調査が必要となった。
令和2年10月1日より、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について（規則第14条の2及び第14条の4関係）追加となった。
これに対応したものが様式7である。

（1） 就労状況調査についての留意点

① 作業員名簿

記入上及び提出上の注意点は欄外等様式内に記載してあるとおり。
新規入場時に安全衛生責任者が各作業員の入場年月日等を記載する。
作業員が増える毎に追加記載する。
事故などに迅速に対応するため、ファイルに保管管理し検索を容易にする。

提出日 2021年5月28日

事業の名称 ○△□○△□○△□○△□工事
 ・現場ID 12345678901234
 所長名 若築 太郎 殿

事業者ID: 建設キャリアアップシステムのID
 (登録されている場合は記載)

現場ID: 建設キャリアアップシステムのID

一次 会社名 大阪建設(株)大阪営業所 会社名 大阪建設(株)大阪営業所
 ・事業者ID 22345678901234 ・事業者ID 22345678901234

給料をもらっている会社

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	フリガナ 氏名 技能者ID	職種	※ (注1) (注2) 現技 安職	雇入年月日	生年月日	現住所	(Tel)	最近の健康診断日	血液型	特殊健康診断日	健康保険 (注5)	建設業退職金 共済制度 (注8)	教育・資格・免許			入場年月日	
				経験年数 (注12)	年齢	家族連絡先	(Tel)	血圧	種類	年金保険 (注6)	雇用保険 (注7)	中小企業退職金 共済制度 (注8)	雇入・職長 特別教育 (注9)	技能講習	免許 (注10)	受入教育実施年月日	
1	オオサカ ジロウ 大阪 二郎 52345678901234	職員	現技 安職	1997年 4月 1日	1967年 7月 1日	大阪市大阪区大阪町8-5-4	06-6123-4567	2021年 4月 15日	A	一年一月一日	協会けんぽ 厚生年金	有 無	有 無	雇入時教育、職 長・安責教育	玉掛	自動車(中)	年 月 日
2	コウベ イチロウ 神戸 一郎	型枠工	主	1981年 4月 1日	1953年 6月 11日	大阪市大阪区大阪町8-5-5	06-1234-4321	2021年 4月 15日	O	一年一月一日	協会けんぽ 厚生年金	有 無	有 無	雇入時教育、職 長・安責教育、 アーク、フルハー ネス	玉掛・小移ク・型枠 支保・足場	自動車(中)	年 月 日
3	オオツ ジロウ 大津 次郎	鉄筋工	基	2011年 4月 1日	1985年 5月 5日	滋賀県大津市大浜7-5-3	077-543-4567	2021年 4月 15日	B	一年一月一日	協会けんぽ 厚生年金	有 無	有 無	雇入時教育、職 長・安責教育、 アーク、フルハー ネス	玉掛・小移ク	自動車(大)、移ク	年 月 日
4				年 月 日	年 月 日												年 月 日
5				年 月 日	年 月 日												年 月 日
6				年 月 日	年 月 日												年 月 日
7				年 月 日	年 月 日												年 月 日
8				年 月 日	年 月 日												年 月 日
9				年 月 日	年 月 日												年 月 日
10				年 月 日	年 月 日												年 月 日

※欄は「関係請負業者の安全衛生遵守事項 2. 安全衛生管理体制」に基づく
 ・「安全衛生責任者の選任」
 ・「作業主任者の選任」
 について漏れなく記載が必要

※入場後 手書き入力が良い

例 安:安全衛生責任者

例 主:型枠支保工の組立等 作業主任者

技能者ID: 建設キャリアアップシステムのID
 (登録されている場合は記載)



(注)1. ※印には次の記号を入れる。
 現…現場代理人 主…作業主任者 女…女性作業員 未…18歳未満の作業員 基…基幹技能者
 技…主任技術者 職…職長 安…安全衛生責任者 能…能力向上教育 再…危険有害物・再発防止教育
 習…外国人実習生 就…外国人建設就労者 1特…1号特定技能外国人

(注)2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注)3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注)4. 資格・免許の写しを添付すること。

(注)5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注)6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注)7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注)8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注)9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注)10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注)11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

(注)12. 経験年数は現在の職種についての経験年数を記入すること。

6. 年少者就業制限業務（建設業）

（1）年少者就業に関する留意事項

1 8才未満の作業員を就労させる場合は「年少者（18才未満）就労報告書」を統括安全衛生責任者に提出する。

18歳未満の者は、労働時間や就労制限等において労働基準法や年少者労働基準規則により就業制限しており、詳細な規定がある。これらを十分に理解し遵守して使用しなければならない。

（2）関係法令

1. 労働基準法 第6章 年少者

【第56条（最低年齢）】

使用者は児童が、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでこれを使用してはならない。

【第57条（年少者の証明書）】

使用者は、満18歳に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

【第60条（労働時間及び休日）】

第32条の2から第32条の5まで、第36条及び第40条の規定は、満18歳に満たない者については、これを適用しない。

- 3 使用者は、第32条の規定にかかわらず、満15歳以上で満18歳に満たない者については、満18歳に達するまでの間（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間を除く。）、次に定めるところにより労働させることができる。
 - 一 1週間の労働時間が第32条第1項の労働時間（40時間）を超えない範囲において、1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合において、他の日の労働時間を10時間まで延長すること。
 - 二 1週間について48時間以下の範囲内で厚生労働省で定める時間、1日について8時間を超えない範囲内において、第32条の2又は第32条の4及び第32条の4の2の規定の例により労働させること。

【第61条（深夜業）】

使用者は、満18歳に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する満16歳以上の男子についてはこの限りでない。

【第62条（危険有害業務の就業制限）】

使用者は、満18歳に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取り外しをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

- 2 使用者は、満18歳に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

前項に規定する業務の範囲は、厚生労働省令で定める。

【第63条（坑内労働の禁止）】

使用者は、満18歳に満たない者を坑内で労働させてはならない。

2. 年少者労働基準規則

【第7条（重量物を取扱う業務）】

法第62条第1項の厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務は、次の票の上欄に掲げる年齢及び性の区部に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務とする。

年齢及び性		重量（単位 kg）	
		断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	女	12以上	8以上
	男	15以上	10以上
満16歳以上	女	25以上	15以上
満18歳未満	男	30以上	20以上

【第8条（年少者の就業制限の業務の範囲）】

法第62条第1項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第2項の規定により満18歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、第41条に掲げる業務は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により免許を受けた者及び同法による保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成中の者については、この限りではない。

- 1 ボイラーの取扱い業務
- 2 ボイラーの溶接の業務
- 3 クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務
- 5 最大積載荷重が2t以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さが15m以上のコンクリート用エレベーターの運転の業務
- 6 動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車又は最大積載量が2t以上の貨物自動車の運転の業務
- 7 動力により駆動される巻き上げ機（電気ホイスト及びエアホイストを除く。）、運搬機又は索道の運転の業務
- 8 直流にあっては750Vを、交流にあっては300Vを越える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務
- 9 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務
- 10 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）
- 12 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷役用機械の運転の業務
- 14 直径が25cm以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反発により労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。）又はこの車の直径が75cm以上の帯のこ盤に木材を送給する業務。
- 16 操車場の構内における軌道車両の入れ換え、連結又は解放の業務。
- 17 軌道内であって、ずい道内の場所、見通し距離が400m以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う作業
- 21 手押しかな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務
- 22 岩石又は鉱物の破砕機又は粉碎機に材料を送給する業務
- 23 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5m以上の地穴における業務
- 24 高さが5m以上の場所で、墜落により労働者が危害をうけるおそれのあるところにおける業務
- 25 足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業を除く。）
- 26 胸高直径が35cm以上の立木の伐採の業務
- 28 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発のおそれのあるもの。
- 29 危険物（労働安全衛生法施行令別表第1に掲げる爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物又は可燃性のガスをいう。）を製造し、又は取り扱う業務で、爆発、発火又は引火のおそれのあるもの。
- 31 圧縮ガス又は液化ガスを製造し、又は用いる業務

- 34 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 36 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 37 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 38 異常気圧下における業務
- 39 さく岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
- 40 強烈な騒音を発する場所における業務
- 46 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業務

年少者(18才未満)就労報告書

若 築 建 設 (株) 城北作業所
統括安全衛生責任者 若築 太郎 殿

会 社 名 大阪建設(株)大阪営業所
安全衛生責任者 大阪 二郎 

(20〇△□〇△□築造工事)を施工するに当たり、下記の者、満18才未満につき、年少者就労となるので、別紙年齢証明書を添付し、報告します。
また、就労にあたっては、年少者にかかわる下記就労制限を遵守することを誓約します。

記

氏名	生年月日				職種	作業内容	現住所
	H	年	月	日			
天満 孝	H	16	4	10	鉄筋工	鉄筋組立手伝い	大阪府堺市北区鉄砲町5-25

※報告後追加になった場合は、別紙で追加提出が必要(追記不可)

- 就業制限
- 1 最低年齢(労基法第56条)(中学卒業後)
 - 2 労働時間の遵守(労基法第60条)
 - 3 深夜作業の禁止(労基法第61条)
 - 4 危険有害業務の禁止(労基法第62条)
 - 5 坑内労働の禁止(労基法第63条)

(注)年齢証明書は、住民票・健康保険証・運転免許証等の公的証明書の写し

令和 3 年 6 月 8 日

受領確認

上記の者の就労報告書を受理します。

統括安全衛生責任者 若築 太郎



7. 高齢者の就労について

(1) 高齢者の就労についての留意点

- ① 65才以上の作業員を就労させる場合は「高齢者就労報告書」を統括安全衛生責任者に提出する。
- ② 新規入場者面接時に年齢・健康状態等を確認し、作業打ち合わせ、TBM-KY等での適正作業への配置及びその就労状況を確認する。
- ③ 重量物の人力運搬を減少させるとともに、作業床、通路等を滑ったり、つまずいたりしないように整備し、安全に作業できる環境、作業方法の改善等に努める。

(2) 関係法令

【労働安全衛生法 第62条（中高年齢者等についての配慮）】

事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように務めなければならない。

<参考>

わが国の労働力人口に占める高年齢労働者の割合は毎年増加しています。具体的には、50才以上の労働者が雇用労働者全体に占める割合は、平成12年には約34%となっています。こうした中で、労働災害全体に占める50才以上の高年齢労働者の割合は、約44%となっています。このことから、高年齢労働者は若年労働者に比べ、被災率が高くなっております。又、休業日数も長期化する傾向があります。

高齢者(65才以上)就労報告書

若 築 建 設 (株) 城北作業所
 統括安全衛生責任者 若築 太郎 殿

会 社 名 大阪建設(株)大阪営業所
 安全衛生責任者 大阪 二郎 

(20〇△□〇△□築造工事)を施工するに当たり、高齢者(65才以上)の者を次の通り就労させますので、報告します。

また、就労にあたっては、作業員の体力、技能等に応じて、業務の種類、作業時間等を十分考慮して、適正に配置することを誓約します。

記

氏 名	神戸 一郎			
生 年 月 日	S28.6.11			
健 康 状 態	良好			
職 種	型枠工			
作 業 経 験	35年			
就 労 時 間	8時間			

※報告後追加になった場合は、別紙で追加提出が必要(追記不可)

令和 3 年 6 月 8 日

受領確認

上記の者の就労報告書を受理します。

統括安全衛生責任者 若築 太郎 

8. 各現場持込・使用届

ここでは建設機械等を現場に持ち込む場合の検査点検や機械能力などについて確認する。これらの建設機械等を使用する作業手順等の確認については「第3章2節 実施要領」参照。

(1) 各現場・使用持ち込み届についての留意点

① 持ち込み機械（移動式クレーン・車両系建設機械）等使用届について

計画で定めた使用予定機械を持ち込み前に点検し、様式 17-1 に記入する。法定検査事項が網羅されていれば点検表の様式にはこだわらない。

運転者の資格や点検検査証の写しを添付する。

当社発行の持ち込み受理のステッカーを機械の見やすい場所に貼付する。

排ガス、低騒音・低振動機械について規定のステッカーが貼られているか確認する。

対象機械は様式 17-1 に記載のあるものを参考とする。（安衛令 10 条）

② 持ち込み機械（電動工具・電気溶接機械）等使用届

対象機械は様式 18-1 に記載してある機械とする。

当社発行の持ち込み受理のステッカーを機械の見やすい場所に貼付する。

持ち込み前に点検し、様式 18-1 に記入する。法定検査事項が網羅されていれば点検表の様式にはこだわらない。

③ 持ち込み作業船等使用届

対象船舶は様式 19-1 に記載してある船舶とする。

当社発行の持ち込み受理のステッカーを船舶の見やすい場所に貼付する。

持ち込み前に点検し、様式 19-1 に記入する。法定検査事項が網羅されていれば点検表の様式にはこだわらない。

④ 危険物・有害物持ち込み使用届

様式 20 の注意事項を参照。

⑤ 通勤用車両届

様式 21 の注意事項を参照。

⑥ 火気使用願

様式 22 の注意事項を参照。

(2) 関係法令

【労働安全衛生法 第 33 条（機械等貸与者等の講ずべき措置等）】

機械等で政令で定めるものを他の事業者¹に貸与する者で、厚生労働省令で定める者（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者²の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

罰則 安衛法第 119 条、第 122 条

【労働安全衛生施行令 第 10 条（法第 33 条第 1 項の政令で定める機械等）】

法第 33 条第 1 項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等とする。

- 1 吊り上げ荷重が 0.5 t 以上の移動式クレーン
 - 2 別表第 7 に掲げる建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの
 - 3 不整地運搬車
 - 4 作業床の高さが 2 m 以上の高所作業車
(別表 第 7 建設機械)
- 一 整地・運搬・積込用機械 二 掘削用機械 三 基礎工事用機械
四 締め固め用機械 五 コンクリート打設用機械 六 解体用機械

【労働安全衛生規則 第 666 条（機械等貸与者の講ずべき措置）】

前条に規定する者（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等を他の事業者に貸与するときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 当該機械等をあらかじめ点検し、異常を認めたときは、補修その他必要な整備を行うこと。
- 二 当該機械等の貸与を受ける事業者に対し、次の事項を記載した書面を交付すること。
 - イ 当該機械等の能力
 - ロ 当該機械等の特性その他その使用上注意すべき事項

【労働安全衛生規則 第 667 条（機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置）】

機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 機械等を操作する者が、当該機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認すること。
- 二 機械等を操作する者に対し、次の事項を通知すること。
 - イ 作業の内容 ロ 指揮の系統 ハ 連絡・合図等の方法
 - ニ 運行の経路、制限速度その他当該機械等の運行に関する事項
 - ホ その他当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な事項

【労働安全衛生規則 第 668 条（機械等を操作する者の義務）】

前条の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者から同条第 2 号に掲げる事項について通知を受けたときは、当該事項を守らなければならない。

持込機械 移動式クレーン 等使用届
~~車両系建設機械~~

若 築 建 設 (株) 城北作業所
統括安全衛生責任者 若築 太郎 殿

会 社 名 大阪建設(株)大阪営業所
安全衛生責任者 大阪 二郎

下記機械を点検表により点検整備の上、持込・使用しますので、届けます。
なお、使用に際しては、関係法令に定められた事項を遵守します。

記

Table with columns: 機械, 名称, メーカー, 環境対策の設定・指定, 性能(能力), 製造年, 管理番号, 整理番号, 持込年月日, 使用期間, 氏名, 資格の種類, 運転者, 取扱者, 年次点検, 月例点検, 特定自主検査, 任意保険, 加入額, 対人, 対物, 機械等の特性・その他使用上注意すべき事項

令和 3 年 6 月 8 日

受領確認

上記機械等の持込使用届を受理します。

統括安全衛生責任者 若築 太郎

持込時の点検

持込使用会社 大阪建設(株)大阪営業所 機械所有会社名 京都リース
安全衛生責任者 大阪 二郎 代表者名 都 次郎
点検責任者名 都 五郎

点検日 令和 3 年 5 月 27 日

Table with columns: 移動式クレーン等, 車両系建設機械, 点検事項, 点検結果, 機械名. Includes detailed inspection items like safety devices, brakes, and lights, and a list of 45 mechanical parts.

- 1 持込機械等の届出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)の代表者が所長に届け出ること。
- 2 点検表の点検結果には該当する箇所へレ印を記入すること。
- 3 機械名1~6まではA, B欄を、7はC欄を、8~38まではD, E, F, G欄を、38~43まではB欄を、44はB, D, Eを使用して点検すること。
- 4 点検結果のaは機械所有会社の確認欄とし、bは持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときはb欄を利用すること。
- 5 定期自主検査の記録表を添付すること。

令和3年5月28日

持込機械 ~~移動式クレーン~~ 車両系建設機械 等使用届

若 築 建 設 (株) 城北作業所
統括安全衛生責任者 若築 太郎 殿

会 社 名 大阪建設(株)大阪営業所
安全衛生責任者 大阪 二郎

下記機械を点検表により点検整備の上、持込・使用しますので、届けます。
なお、使用に際しては、関係法令に定められた事項を遵守します。

記

Table with columns: 機械, 名称, メーカー, 環境対策の設定・指定, 性能(能力), 製造年, 管理番号, 整理番号, 持込年月日, 使用期間, 運転者, 取扱者, 年次点検, 月例点検, 特定自主検査, 任意保険, 機械等の特性・その他使用上注意すべき事項

令和 3 年 6 月 8 日

受領確認

上記機械等の持込使用届を受理します。

統括安全衛生責任者 若築 太郎



持込時の点検

持込使用会社 大阪建設(株)大阪営業所 機械所有会社名 大阪建設(株)大阪営業所
安全衛生責任者 大阪 二郎 代表者名 大阪 一郎
点検責任者名 大阪 五郎

点検日 令和 3 年 5 月 27 日

Main inspection table with columns: 移動式クレーン等, 車両系建設機械, 点検事項, 点検結果 (a, b), 機械名. Includes detailed inspection items like safety devices, brakes, and electrical systems.

令和3年5月28日

持込機械 電気工具 電気溶接機械 等使用届

持込時の点検表

点検日 令和 3 年 5 月 27 日

若 築 建 設 (株) 城北作業所
統括安全衛生責任者 若築 太郎 殿

持 込 会 社 名 大阪建設(株)大阪営業所
安全衛生責任者 大阪 二郎

下記機械を点検表により、点検整備の上、持込・使用しますので、届けます。
なお、使用に際しては、関係法令に定められた事項を遵守します。

※電気機器は電圧も記入

Table with 8 columns: 番号, 機械名, 規格・性能, 受理番号, 点検者, 持込年月日/受理年月日, 搬出予定年月日, 取扱者. Contains 8 rows of equipment data.

機械等の特性その他
使用上注意すべき事項
・100Vの機械は3芯コードリール及び3Pコネクタ(接地極付)を準備しますので、接地極付コンセントを支給願います。
・200Vの機器については、分電盤内の取付スイッチの指示をお願いします。

令和 3 年 6 月 8 日

受領確認

上記の機械等の持込使用届を受理します。

統括安全衛生責任者 若築 太郎

※ 機械に貼付するステッカーには受理番号を記入する。

Point inspection table with columns for equipment name, item number, and inspection status (1-8). Includes a 'その他' (Others) section for items like pressure switches and safety switches.

- 1 持込機械等の届出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)の代表者が所長に届け出ること。
2 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へレ印を記入すること。
3 絶縁抵抗測定値については、実測値(MΩ)を記入すること。
4 持込機械届受理証を機械に貼付すること。

※絶縁抵抗値測定(MΩ)【電気設備に関する技術基準を定める省令 第58条】
電気使用場所における使用電圧が低圧の電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、開閉器又は過電流遮断器で区切ることのできる電路ごとに、次の表の上欄に掲げる電路の使用電圧の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上でなければならない。
Table with 2 columns: 電路の使用電圧の区分, 絶縁抵抗値

令和3年5月28日

持込作業船等使用届

若 築 建 設 (株) 城北作業所
統括安全衛生責任者 若築 太郎 殿

持込会社名 大阪建設(株)大阪営業所
安全衛生責任者 大阪 二郎

下記作業船を点検表により、点検整備の上、持込・使用しますので、船舶検査証、任意保険等必要書類を添付し、届けます。(海事関係法令簡易チェックリストを添付)

なお、使用に際しては、関係法令に定められた事項を遵守します。
*(クレーン)年次・月例点検実施記録、(車両系)特定自主検査実施記録を添付すること
記

Table with 3 columns: 作業船種類・船名, 形式・能力, 使用期間. Content: スパッド式グラブ浚渫船 若鷺丸, スパッド式押船方式 27m3(普通), 令和3年6月25日 ~ 令和3年10月15日

Table with 3 columns: 氏名, 役割, 資格・種別. Content: 若松 太郎 (正) 船団長, 若松 次郎 (副) 船団長, both registered as crane operators.

令和 3 年 6 月 8 日

受領確認

上記作業船等の持込使用届を受理します。

統括安全衛生責任者 若築 太郎

持込時の点検表

点検日 令和 3 年 5 月 27 日

Main inspection table with columns: 作業船等, 点検事項, 点検結果, 作業船名. Lists 25 items for various vessels like 潜水士船, 浚渫船, 起重機船, etc.

令和3年5月28日

危険物・有害物持込使用届

若 築 建 設 (株) 城北作業所 殿
 統括安全衛生責任者 若築 太郎

持 込 会 社 名 大阪建設(株)大阪営業所
 安全衛生責任者 大阪 二郎



このたび、下記危険物・有害物を持込・使用しますので、届けます。
 なお、使用に際しては、関係法令に定められた事項を遵守するとともに盗難予防に努めます。

使用材料	商品名	メーカー名	搬入量	種別	含有成分
	ビニボン100	関西ペイント	10Kg	塩ビ塗料	トルエン・キシレン
	同上 シンナー	〃	12Kg	シンナー	〃
作業名及び使用場所	(災害又は健康障害の発生しやすい場所は必ず記入する) 倉庫棟地下1階及び集配室塗装工事				
保管場所	事務所横材料置場に専用のコンテナハウスを設置		使用器具又は工具	ハケ塗り又はローラー塗り	
使用期間	令和 3 年 6 月 17 日 ~ 令和 3 年 8 月 21 日				
作業主任者	(屋内作業場、タンク等で許容消費量の有機溶剤を取扱う作業又は特別化学物質等を取扱う作業は技能講習修了者) 大和 次郎				
危険物取扱責任者	(消防法で決められた量以上を貯蔵する場合は危険物取扱の免許取得者)				
換気方法・種類	(主なものを記入する。詳細は別に計画書を作成する) 塗装開始から乾燥するまで、送風機にて送排気する。				
備考	(防毒マスク等の使用又はほかの職種に関係ある事項等を記入する)				

- 注 1 商品名、種別、含有成分等は材料に添付されているラベル成分表等から写し、記入する。
 2 危険物とは、ガソリン、軽油、灯油、プロパン、アセチレンガス等をいう。
 3 有害物とは、塗装、防水等に使用する有機溶剤、特定化学物質等をいう。

令和 3 年 6 月 8 日

受領確認

上記の持込使用届を受理します。

統括安全衛生責任者 若築 太郎



令和3年5月28日

通勤用 ~~工事用~~ 車両届

若 築 建 設 (株) **城北作業所** 殿
統括安全衛生責任者 **若築 太郎**

持 込 会 社 名 **大阪建設(株)大阪営業所**
安全衛生責任者 **大阪 二郎**



(**200△□○△□築造工事**)を施工するに当たり、下記のとおり車両を運行します
ので、車検証、運転免許証、保険証、運行経路平面図等必要書類を添付し届け出ます。
但し、交通法規はもとより、貴所の指示事項を遵守し、当社の使用車両並びに運転手に対しては、常に
適切な安全措置を講じ、車両、交通災害防止に努めます。

記

使用期間	自 令和 3 年 6 月 7 日 ~ 至 令和 4 年 3 月 31 日			
運行時刻	出勤 自 6 時 30 分 至 7 時 30 分	所要時間 1 時間 00 分		
	退勤 自 18 時 00 分 至 19 時 00 分			
所有者氏名	社有車	安全運転管理者氏名	大阪 二郎	
車 両	型式 ライトバン	車両番号	なにわ460 わ12-34	
	車検期間	自 令和 3 年 4 月 16 日 ~ 至 令和 4 年 4 月 15 日		
運 転 手	氏名 大阪 二郎 (正)	生年月日	昭和 平成 42 年 7 月 1 日	
	住所	大阪市大阪区大阪町8-5-4		
	免許の種類	自動車運転(中型8t未満に限る)	免許番号	62123456789
自 責	保険会社名 浪速火災海上保険(株)	証券番号	第 1234-56789 号	
	保険期間	自 令和 3 年 4 月 16 日 ~ 至 令和 4 年 4 月 30 日		
任 意	保険会社名 浪速火災海上保険(株)	証券番号	第 1234-98765 号	
	対人 10,000 万円	対物 5,000 万円	搭乗者 20,000 万円	
	保険期間	自 令和 3 年 4 月 16 日 ~ 至 令和 4 年 4 月 30 日		

- 注 1 この届出書は車両1台ごとに提出すること。
 2 この届出書に「任意保険」の証書の写しを添付すること。
 3 マイクロバス等についても記載すること。
 4 運転者が変わった場合はその都度届け出ること。

※定員11人以上の自動車を1台以上または、自動車5台以上を使用する場合、その使用の本拠ごとに安全運転管理者の選任が必要で、使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。【道路交通法 第74条の3】

※運転手が複数の場合、名前の後に(正)(副)と記入し、1台/1名ごとに提出すること。

令和 3 年 6 月 8 日

受領確認

上記の車両届を受理します。

統括安全衛生責任者 **若築 太郎**



火気使用願

若 築 建 設 (株) 城北作業所 殿
統括安全衛生責任者 若築 太郎

持 込 会 社 名 大阪建設(株)大阪営業所
安全衛生責任者 大阪 二郎



(20〇△□〇△□築造工事)を施工するに当たり、下記要領で火気を使用したく、許可願います。

なお、火気の使用終了時には、必ずその旨報告します。

記

使用場所	仮設作業構台設置		
使用目的	工事	溶接、溶断、圧接、防水、乾燥	使用時間 8時00分～17時00分
	日常	採暖、湯沸、炊事、その他()	使用期間 8月17日～10月10日
火気の種類	電気、ガス、灯油、重油、木炭、薪、その他()		
管理方法	消火器、防火用水、消火砂、防災シート、受皿、標識、監視		
	取扱上の注意		
火元責任者 (後始末巡回者)	大阪 二郎 } ※使用会社記入		
火気使用責任者	大和 次郎 }		

※ 使用目的、火気の種類、管理方法は該当事項を○で囲む ※元請記入欄 関係請負業者記入不要
※作業所の管理番号

許可番号	第 5 号	許可年月日	令和 3 年 6 月 8 日
火気使用許可	防火管理者	若松 次郎	
	担当係員	戸畑 三郎	
許可条件	1. 火花及び切断屑は必ず防災シート又は受皿で受けること。 2. 作業場所には粉末消火器を配置すること。 3. 作業終了後は火がないことを確認すること。		

※元請記入欄 関係請負業者記入不要

※押印の上、写しを申請会社に渡して、指示内容の確認をすること。